

「21世紀の協同組合原則」制定20周年記念

一からわかる“協同組合”特別編 その2

「協同組合人としての連帯運動・事業革新を」

東京農業大学名誉教授 白石 正彦

「21世紀の協同組合原則」制定20周年記念のシリーズの特別編の結びとして強調したい点を述べたいと思います。

第1に、協同組合人としての連帯運動の重要性です。「21世紀の協同組合原則」は1995年のICA（国際協同組合同盟）の総会（筆者もオブザーバーとして参加）で制定されました。そのICA総会決議では、ICAの会員組織と各国あるいは国際的な関係政府機関に以下の2つのメッセージを表明しています。

一つ目は、「協同組合は、このアイデンティティ声明（21世紀の協同組合原則）をその定款あるいは規則に盛り込み、それを日常業務のなかで実行し、可能な場合にはそれを協同組合法の基本とするように政府に働きかけるべき」旨、二つ目は、「政府は、協同組合が、組合員が管理する独立した組織として、他の企業形態と同等の条件で活動することを可能とする法的枠組みのなかで、経済における協同組合セクターの存在を理解し受け入れるべき」と、それぞれのとるべき態度を明示しています。（下線は筆者）

JAグループはこのメッセージに込められた意味をよく理解し、国内外の協同組合と連携して、協同組合が、組合員が管理する独立した組織であり、わが国経済に協同組合の存在が確固として位置付けられるような法整備を政府に働きかける運動を強化すべきです。

神奈川県における協同組合の組合員は、JA33万人、生協182万人、漁協4千人、森林組合連合会8千人、全労済97万人、労働者協同組合5千人を数えます。これら本県協同組合陣営の組合員・役職員が結集し、わが国協同組合運動の未来志向として、協同組合セクターの存在を”カタチ”にするため、協同組合法制の基本となる「協同組合憲章」の制定を自治体・政府に働きかける運動を全国に先がけて取り組むことが期待されます。（2012国際協同組合年全国実行委員会（筆者も委員として参画）は、『協同組合憲章[草案]がめざすもの』を取りまとめ、2012年に家の光協会から発行していますので一読願います。）

第2に、協同組合人として事業革新に臨むことの重要性です。JAグループをはじめ各協同組合の組合員・役職員がともに”協同組合人”としてのプライドを高め、主体的に事業活動の革新に取り組み、その成果を実感できるPDCAサイクルを確立されることを期待しております。

これらの取組みによって、ICAと国連が毎年7月第1土曜日の国際(国連)協同組合デーに込めた協同組合人 (Co-operators) の世界的な連帯 “一人は万人のため、万人は一人のため (Each for all, and all for each)” の意義が、より深く理解されることを祈念しています。—1年間、執筆の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。—